

持続的酪農経営支援事業実施要綱

〔 2 2 生畜第 2 4 2 3 号
平成 2 3 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成 2 3 年 8 月 3 1 日 2 3 生産第 4 2 2 3 号
改正 平成 2 4 年 8 月 9 日 2 4 生畜第 9 9 1 号
改正 平成 2 5 年 5 月 1 6 日 2 5 生畜第 1 5 6 号
最終改正 平成 2 6 年 3 月 2 6 日 2 5 生畜第 2 0 0 8 号

第 1 趣旨

我が国酪農は、人が直接食用とすることのできない飼料作物を資源として、人が食用とする牛乳・乳製品を生産供給する重要な役割を担うとともに、国土の保全及び地域の活性化等に寄与している。

しかしながら、酪農経営における重要な課題として、①輸入飼料への依存により飼料の国際価格等の変動による影響を受けること、②非農家との混住化の進展や国民の環境問題に対する高い関心等を背景に、環境対策の実施が求められていることが挙げられる。

このような中、酪農経営を持続的かつ安定的に継続するためには、自給飼料生産基盤に立脚することにより、輸入飼料価格等の変動による影響を抑制するとともに、家畜排せつ物の還元用地を確保しながら、環境に配慮した経営を行う必要がある。

については、持続的酪農経営支援事業（以下「本事業」という。）において、輸入飼料の価格変動等に左右されず、環境とも調和の取れた持続的な経営を、将来にわたり、安定的に継続できるよう支援するものとする。

第 2 事業内容

本事業は、第 3 に掲げる要件を満たす持続的な経営を行う酪農経営者等（飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者）が将来にわたり安定して経営を継続できるよう、国が予算の範囲内において飼料作物作付地の面積に応じて交付金を交付する事業とする。

第 3 交付金の交付要件

第 2 に規定する交付金の交付対象となる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- 1 次の要件に適合する酪農経営者又は酪農経営者組織（酪農経営者が直接の構成員となっている法人若しくは集団をいう。以下同じ。）であること。

（1）酪農経営者

飼料作物作付延べ面積（２に規定する飼料作物作付実面積に加え、単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあっては、２作目の飼料作物作付面積を算入したものをいう。以下同じ。）を経産牛飼養頭数（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成１５年法律第７２号）第３条に規定する「牛個体識別台帳」に記録されている事業実施年度の７月１日における２７ヵ月齢以上のホルスタイン種、ジャージー種及びその他乳用種の雌牛の頭数の合計とする。以下同じ。）で除して得た面積が、基準面積（北海道においては４０アール、都府県においては１０アールとする。以下同じ。）以上であること。

（２）酪農経営者組織

以下の要件を満たす組織であって、各構成員及び当該組織の飼料作物作付延べ面積の合計を各構成員及び当該組織の経産牛飼養頭数の合計で除して得た面積が、基準面積以上であること。

ア 法人にあっては、農地法第２条第３項に規定する農業生産法人であること。

イ 集団にあっては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、堆肥の生産、散布又はその他環境負荷軽減に配慮した酪農経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

（ア）集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

（イ）集団の運営及び構成員の役割に関する事項

（ウ）集団の会計処理に関する事項

２ 飼料作物作付地（以下のいずれかの要件を満たす土地であって、飼料作物（牧草を含む。以下同じ。）の作付けがあるもの。以下同じ。）において、飼料作物を事業実施年度に１作以上作付けしていること。なお、これらの飼料作物作付地の面積の合計を飼料作物作付実面積という。

（１）自らが所有する農地又は採草放牧地

（２）利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）が設定された農地又は採草放牧地（採草放牧地として占用許可を受けた河川敷地を含む。）

（３）その他、貸借契約書に目的、受託面積、貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの

（４）委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地

３ 別表１に掲げる環境負荷軽減に資する取組（以下「環境負荷軽減の取組」という。）を２つ以上実践していること。

４ 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成１７年３月３１日付け１６生産第８３７７号農林水産省生産局長通知）の別添１「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（以下「農業環境規範」という。）を実践していること。

５ 自らが生産した生乳を、原則として事業実施年度に年間を通して出荷すること。

６ 第６の３の規定により行う飼料作物作付実面積及び飼料作物作付延べ面積並びに環境負荷軽減の取組の実施状況の確認等本事業の実施に関し協力すること。

- 7 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第6条に係る酪農経営者等の情報の取得、加工、第三者への提供その他の取扱いをすることについて同意していること。
- 8 「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この号において「契約」という。）の締結について、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
 - (1) 事業実施年度の前年度において契約を締結している者が、引き続き事業実施年度において契約を締結していること。
 - (2) 新たに事業実施年度から契約を締結している者であること。
 - (3) 事業実施年度の前年度及び事業実施年度のいずれにおいても契約を締結していない者であること。
 - (4) 事業実施年度の前年度において契約をしていた者で事業実施年度において契約を締結しなかった者にあつては、配合飼料の給与を完全に中止していること。なお、この場合にあつては、配合飼料の給与を完全に中止した理由書を添付していること。
- 9 8に規定する配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結に関する情報の取得、加工、第三者への提供その他の取扱いをすることについて同意していること。

第4 交付単価

本事業の交付金の交付単価は、第3の2に規定する飼料作物作付実面積に対して、1ヘクタール当たり15,000円以内とする。

第5 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

第6 事業実施手続

1 事業参加申込み

- (1) 本事業に参加しようとする酪農経営者及び酪農経営者組織（以下「事業参加申込者」という。）は、環境負荷軽減の取組を実践している、又は確実に行うことを示した計画（様式第1号の別紙1。以下「環境負荷軽減型酪農実践計画」という。）及び交付金交付先情報（様式第1号の別紙2）を添付した持続的酪農経営支援事業参加申込書（様式第1号。以下様式第1号の別紙1及び様式第1号の別紙2を含み「事業参加申込書」という。）を、都道府県協議会等（持続的酪農経営支援推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知）の第2の事業実施主体をいう。以下同じ。）を經由して地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、事業参

加申込書のうち、独立行政法人家畜改良センターへの農家マスタ登録内容（様式第1号牛個体識別に係る管理者等コード番号に係る別紙）、環境負荷軽減型酪農実践計画（様式第1号の別紙1。ただし、環境負荷軽減型酪農実践計画明細書（様式第1号の別紙1の別添）を除く。）、交付金交付先情報（様式第1号の別紙2）について、前年度までに提出した情報に変更がない場合は、事業参加申込書に確認書（様式第1号の別紙3）を添付して提出することにより、その提出を省略することができるものとする。

- (2) 都道府県協議会等は、事業参加申込者から提出された事業参加申込書の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、事業参加申込者ごとに酪農経営整理番号を付与するとともに、様式第2号により持続的酪農経営支援事業参加申込書総括表（以下「参加申込書総括表」という。）を作成し、(1)の事業参加申込書と併せて地方農政局長等に提出するものとする。その際、地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）が管轄する区域においては、地域センターを経由して地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 都道府県協議会等は、(2)により参加申込書総括表を地方農政局長等へ提出する場合は、様式第3号により、参加申込書総括表をもって、あらかじめ当該都道府県協議会等が所在する区域を管轄する都道府県知事に協議をしなければならない。
- (4) 地方農政局長等は、提出された事業参加申込書に、事業参加申込者ごとの経産牛飼養頭数を記載し、第3の1の(1)又は第3の1の(2)の基準面積の要件を満たしているか、及び環境負荷軽減型酪農実践計画において事業参加申込者が環境負荷軽減の取組を合計で2つ以上実践する計画となっているかを確認するとともに、当該事業参加申込書の内容を審査の上、その内容が適当と認められる場合には、当該事業参加申込書の写しを都道府県協議会等を経由して事業参加申込者に対し送付するものとする。
- (5) 事業参加申込者は、(4)により送付された事業参加申込書の写しを保管し、3による現地確認等の際に必要な応じ提示するものとする。

2 変更の申出

- (1) 事業参加申込者は、1の(1)により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに都道府県協議会等を経由し地方農政局長等に申し出るものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、事業参加申込者からの(1)の申し出があった場合には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。その際、地域センターが管轄する区域においては、地域センターを経由して地方農政局長等に報告するものとする。

3 現地確認等

- (1) 都道府県協議会等は、1の(4)の審査の結果、事業参加申込書が適当と認められた事業参加申込者（以下「事業参加者」という。）が、第3の1から9までの要件に適合していることについて、生産局長が別に定める方法による現地での確認又は公的機関等の書類による確認（以下、「現地確認等」という。）を行わなければならない。

- (2) 都道府県協議会等は、現地確認等について、必要に応じて都道府県の協力を得て行うものとする。
- (3) 地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局とする。以下同じ。）及び地域センターは、必要に応じて都道府県協議会等又は都道府県の協力を得て現地確認等を行うことができるものとする。
- (4) 都道府県協議会等は、現地確認等が終了した後、速やかに当該事業参加者ごとの持続的酪農経営支援事業現地確認等報告書（様式第4号の別添。以下「確認報告書」という。）及び持続的酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表（様式第5号及び様式第6号の別紙。以下「確認報告書総括表」という。）を作成するものとする。

4 交付申請

- (1) 本事業の交付金の交付を受けようとする事業参加者（以下「交付申請者」という。）は、3に規定する現地確認等が終了した後、持続的酪農経営支援事業交付金交付申請書（様式第4号。以下「交付申請書」という。）を都道府県協議会等を経由して地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、交付申請者から提出された交付申請書の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、3の（4）で作成した交付申請者ごとの確認報告書を添付した交付申請書を、地方農政局長等に提出するとともに、併せて3の（4）で作成した確認報告書総括表を様式第5号により地方農政局長等に提出するものとする。その際、地域センターが管轄する区域においては、地域センターを経由して地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 都道府県協議会等は、（2）の提出を行う場合は、様式第6号により、確認報告書総括表をもって、あらかじめ都道府県協議会等に係る地域内の区域を管轄する都道府県知事に協議をしなければならない。この場合、協議を受けた都道府県は必要に応じて、現地確認等を行うことができるものとする。

5 交付決定及び交付金の交付

地方農政局長等は、4により提出された関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、速やかに交付決定を行い、都道府県協議会等を経由して交付申請者に対し「持続的酪農経営支援事業における交付決定通知書」（様式第7号）を通知した上で、交付金を交付する。

6 事業参加申込者死亡時における交付金の交付の承継

- (1) 事業参加申込者が、事業参加申込み後に死亡した場合において、当該事業参加申込者の酪農経営を承継する者がいないときは、当該事業参加申込者の相続人は、当該事業参加申込者が、第3に掲げる交付金の交付要件を全て満たしていることを前提として、当該事業参加申込者の交付金の交付を受けられるものとする。

この際、交付金を受け取るための要件のうち第3の5について、「年間」とあるのは、「事業参加申込者の存命の間」と読み替えるものとする。

- (2) (1)により交付金の交付を受け取るための手続を行う者は、事業参加申込者の交付金の交付の承継に関する申出書（様式第8号）に、①事業参加申込者と相続関

係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類、③相続人本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、相続人の交付金交付先情報（様式第8号の別紙）を添付して、事業参加申込者死亡後、速やかに都道府県協議会等を経由し地方農政局等に申し出るものとする。ただし、この申出を行うことができるのは事業参加申込書の提出のあった当該年度中とする。

また、都道府県協議会等は、事業参加申込者の相続人からこの申出があった場合には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。その際、地域センターが管轄する区域においては、地域センターを経由して地方農政局長等に報告するものとする。

第7 申請書類等の保存期間

本事業の交付金の交付を受けた者、都道府県協議会等、都道府県、地方農政局等及び地域センターは、本事業の交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第8 交付決定の取消し

地方農政局長等は、本事業の交付金の交付決定を受けた者が、本事業の交付金の交付要件を満たさないことが判明したとき又は本事業に関係する法令若しくは処分に違反したときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第9 交付金の返還

- 1 地方農政局長等は、本事業の交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その者に対して交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 1により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 3 地方農政局長等は、1により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から国への納付の日までの期間に応じて、年5%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 加算金を納付しなければならない場合において、交付金の交付を受けた者は納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。
- 5 交付金の交付を受けた者であって、地方農政局長等から交付金の返還を命ぜられたものが、これを納期日までに納付しなかったときは、地方農政局長等は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 6 延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 7 地方農政局長等は、3又は5の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 8 7の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除は、本事業の交付を受けた者からの申請により行うものとする。この申請を行おうとする者は、申請の内容を記載した書面に、当該交付金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該交付金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを都道府県協議会等を経由して地方農政局長等に提出しなければならない。
- 9 地方農政局長等は、8の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を行うに当たっては、農林水産大臣に報告しなければならない。

第10 推進に必要な経費

本事業の周知、参加申請、要件確認等の事業の適正な実施に必要な経費については、都道府県協議会等を事業実施主体とする持続的酪農経営支援推進事業（持続的酪農経営支援推進事業実施要綱に基づく事業をいう。）により補助する。

附則（平成23年8月31日 23生産第4223号）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成24年8月9日 24生畜第991号）

- 1 この要綱は、平成24年8月9日から施行する。
- 2 牧草地の除染対象地域における措置
牧草地の一部又は全部が除染（畜産物の安全性確保のための牧草への放射性物質の吸収抑制対策を含む。以下同じ。）対象地域（附則3の規定に基づくものに限る。）となっている酪農経営者及び酪農経営者組織については、平成25年3月31日までの間は、第3の3について、別表1に掲げる環境負荷軽減の取組のほか、別表2に掲げる環境負荷軽減の取組を実践することができる。ただし、同一の取組事項を重複して実践することはできない。
- 3 除染対象地域の考え方
除染対象地域とは、（1）又は（2）のいずれかに該当するものをいう。
 - （1）平成23年の牧草モニタリング調査や保管牧草調査等により、飼料の暫定許容値（牛用飼料は100Bq/kg）を超える牧草の生産が確認され県により牧草の利用自粛が指導されている地域であって、旧市町村単位での調査結果に基づく判断等により牧草地の除染が必要な合理的理由の説明が可能な地域。
 - （2）飼料の暫定許容値を超える牧草は確認されていないが、地域における畜産物の生産流通の状況に基づき、やむを得ず牧草の利用自粛が指導され除染指導が行われている地域。
- 4 附則2の規定により、別表2に規定する景観作物の導入を実践する酪農経営者については、第3の2に規定する飼料作物作付実面積の算定の際に、飼料作物作付地の合計から、10アールから農地内の景観作物作付面積を差し引いた面積を減ずる

ものとする。ただし、第3の1に規定する飼料作物作付延べ面積の算定の際の飼料作物作付実面積からはこれを減じないものとする。

附則（平成25年5月16日 25生畜第156号）

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 既に提出された様式第1号の別紙2について、「奨励金交付先情報」とあるのは「交付金交付先情報」と、「奨励金振込口座」とあるのは「交付金振込口座」と、「奨励金の振込口座」とあるのは「交付金の振込口座」と読み替えるものとする。

附則（平成26年3月26日 25生畜第2008号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 環境負荷軽減に資する取組

取組事項	取組内容
堆肥の適正還元の実施	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥等の施用に当たっては、合理的と考えられる方法で採材し、飼料作物作付地の土壌分析及び堆肥等の成分分析を行うとともに、これらの分析結果を利用した施肥設計を行うこと。
耕畜連携の取組	<ul style="list-style-type: none"> 合理的と考えられる方法で採材し、堆肥等の成分分析を行い、耕種農家と堆肥等の供給契約を締結すること。
不耕起栽培の実施	<ul style="list-style-type: none"> 飼料作物作付地において、飼料作物の不耕起栽培を実施すること。 不耕起栽培の面積は、単年性飼料作物を作付けする場合は単年性飼料作物の作付面積の5割以上、又は永年性飼料作物を作付けする場合は簡易更新により播種する面積が2割以上とすること。
放牧の実施	<ul style="list-style-type: none"> 飼料作物作付地において、毎年度、経産牛1頭当たり90日以上の放牧を実施していること。
無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施	<ul style="list-style-type: none"> 経営内の全ての飼料作物作付地において、無化学肥料栽培又は無農薬栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は化学肥料及び農薬を使用することができる。 草地更新以外の理由により、やむを得ず化学肥料又は農薬を使用する場合は、飼料作物作付実面積の2割以内とすること。
パーラー排水等の雑排水処理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> 搾乳施設（パーラー又はパイプライン）から排出される全ての汚水を浄化処理すること。
メタン発酵によるエネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> 家畜排せつ物をメタン発酵処理施設（25年度以降に新たに施設を整備し、かつ再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電を行う施設を除く。）で処理しエネルギー利用すること。
冷温ヒートポンプ等の導入	<ul style="list-style-type: none"> 生乳の熱を利用した冷温ヒートポンプ等を導入し、エネルギー利用すること。
サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施	<ul style="list-style-type: none"> サイレージ化する全ての牧草をサイロ（基本的にはバンカーサイロ）で調整すること。 原料草の水分率を75%以下とすることを目標に、原料草の十分な予乾を行うこと。 原料草をサイロに詰め込む際に、サイロごとに原料草の水分を測定すること。 発生した排汁は排汁槽に貯留する等適正に管理し、ほ場散布等により適正に処理すること。 サイロごとにサイレージの飼料分析を行うこと。
副産物の利用による草地の	<ul style="list-style-type: none"> 牧草の作付面積の5割以上で土壌改良資材（石灰質資材）の散布を実施すること。

適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌改良資材として、副産物（ライムケーキ、ホタテ貝殻等）を使用すること。 ・ 土壌改良資材の施用に当たっては、合理的と考えられる方法で採材し、飼料作物作付地の土壌分析を行い、分析結果を利用し、施肥に併せて草地に施用すること。
環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の1～5のうち、1つを実施すること。 ・ 飼料作物作付実面積に占めるデントコーン・ソルガムの作付面積の割合が、北海道においては2割以上、都府県においては4割以上であること。 ・ 以下の3～5における、地域の慣行基準は、基本的に、化学肥料については化学肥料の窒素分量の合計について、また、農薬については化学合成農薬の有効成分量について、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定）すること。また、都道府県は、慣行基準に基づく化学肥料又は農薬の使用量削減の方法を策定すること。なお、都道府県は、化学肥料及び農薬の使用量の慣行基準及び削減の方法を策定又は変更した際は、その内容を公表すること。 <hr/> <p>1 スラリー等の土中施用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全てのデントコーン・ソルガムの作付地において、スラリー等の土中施用を実施すること。 <hr/> <p>2 連作防止の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デントコーン・ソルガムの作付地において、取組開始前年（以降、基準年として固定）のデントコーン・ソルガムの作付面積の2割以上にイネ科牧草等を導入すること。 <hr/> <p>3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デントコーン・ソルガムの作付地において、デントコーン・ソルガムの作付面積の8割以上で不耕起栽培又は側条施肥を実施すること。 ・ デントコーン・ソルガムの作付に当たり、不耕起栽培又は側条施肥実施ほ場において、化学肥料又は農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。 <hr/> <p>4 化学肥料及び農薬使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デントコーン・ソルガムの作付に当たり、化学肥料及び農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。 <hr/> <p>5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デントコーン・ソルガムの作付地において、デントコーン・ソルガムの作付面積の5割以上で心土破碎を実施すること。 ・ デントコーン・ソルガムの作付に当たり、農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。

別表2 牧草地の除染対象地域における環境負荷軽減に資する取組

取組事項	取組内容	取組ポイント
堆肥の適正還元の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 平成24年度中の施肥の際に、飼料作物作付地の土壌分析及び堆肥等の成分分析を行うとともに、これらの分析結果を利用した施肥設計を行うこと。 • 牧草地の除染が平成25年度に行われる等、前項の取組内容を実践できない場合は、今後の堆肥のより適正な還元に資するよう、飼料作物作付地の条件による違いや堆肥の生産条件の差による違いを把握するため、平成24年度中に飼料作物作付地の土壌分析を複数箇所行うとともに、堆肥等の成分分析を複数回行うこと。 	5
耕畜連携の取組	<ul style="list-style-type: none"> • 堆肥等の成分分析を行い、耕種農家等に堆肥の供給について協議し、供給契約を締結すること。ただし、平成24年度中の供給契約の締結に至らなかった場合については、耕種農家等と中長期的な堆肥の供給について協議すること。 • 平成24年度中の供給契約の締結に至らなかった場合には、耕種農家等との協議内容について、県知事が適切であると認めるものであること。 	5
景観作物の導入	<ul style="list-style-type: none"> • 景観作物（景観形成に資する作物）導入計画を作成し、導入計画に基づき、景観作物を作付けすること。 • 景観作物の作付けに当たっては、経営内の農地（耕作放棄地や不作付地を含む。）、農地の周辺部（畦畔等）又はその他の敷地（牧場の入口、牛舎周辺等）であって、道路側等の周辺住民等の目に触れやすい場所に3.2m以上作付けすること。 	5

持続的酪農経営支援事業参加申込書

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

私は持続的酪農経営支援事業に参加いたしたく、持続的酪農経営支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知)第6の1の(1)に基づき、下記のとおり申し込みます。また、本事業の趣旨を理解し、輸入飼料の価格変動等に左右されない、環境とも調和の取れた持続的な経営に努めるとともに、「同意書」に記載の事項に同意します。

1. 事業参加申込者氏名

フリガナ		フリガナ	
氏名又は法人、組織名	印	代表者氏名(法人、組織のみ)	印

酪農経営整理番号

農協等名

牛個体識別に係る管理者等コード番号

※ 下記の場合は別紙と併せて御記入ください。
① 事業参加申込者氏名および住所と管理者登録している氏名および住所が異なる場合。
② 登録しているコードが複数ある場合。
③ 法人・組織で取り組む場合。

※ 都道府県協議会等で御記入ください。なお、酪農経営整理番号の上2桁については、都道府県ごとに割り振られた数字を御記入ください。
また、旧資源循環型酪農推進事業に参加していた酪農経営は、旧事業で付与されていた番号と同じ番号を引き続き付与してください。

管理者等コード番号に係る別紙	
有	無

2 飼料作物作付状況表

枚/総枚数 /

大字(字)・地番	自己所有地面積		借地面積		農作業受委託地面積		裏作面積(注2)		飼料作物名	確認書類等	飼料作物作付面積確認欄	構成員(法人、組織のみ)	
	(a) (アール)	(b) (アール)	(c) (アール)	(d) (アール)	(d) (アール)	名前	牛個体識別に係る管理者等コード番号						
1											適・不適		
2											適・不適		
3											適・不適		
4											適・不適		
5											適・不適		
6											適・不適		
7											適・不適		
8											適・不適		
9											適・不適		
10											適・不適		
合計(小数第2位)												※ 都道府県協議会等で御記入ください。	

注1: 〇の部分、地方農政局等又は都道府県協議会等で御記入ください。
注2: 裏作面積とは、二期作、二毛作の2作目の面積のことを言います。

飼料作物作付実面積 【交付金交付対象面積】 合計		飼料作物作付延べ面積 【基準面積算定用面積】 合計 ①		経産牛頭数 ②	1頭当たり面積 ③=①/② (1アール未満切捨て)	基準面積クリア 確認欄 ③ ≥ (北海道 40a 都道府県 10a)	
(a+b+c) (アール)	アール	(a+b+c+d) (アール)	アール	頭	アール/頭	適	不適
10アール未満切捨て後の合計面積(記入例:合計が138.65アールの場合130と記入)							

※ 地方農政局等で御記入ください。

3 法令等遵守状況

農業環境規範の実践		家畜排せつ物等の管理状況					
		指導等の有無(注3)		指導等に対する改善の有無		その他環境法令の罰則の有無(注4)	
実践している	実践していない	有	無	有	無	有	無

注3: 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいい、その状況について御記入ください。

注4: その他環境法令とは、以下に掲げる法律。
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・湖沼水質保全特別措置法 ・悪臭防止法

注5: 「3 法令遵守状況」及び「4 配合飼料価格安定基金の加入状況」は、法人又は組織であって、構成員により状況が異なる場合は、各構成員ごとに御記入ください。

4 配合飼料価格安定基金の加入状況

事業実施年度における加入状況	加入	未加入
事業実施年度の前年度における加入状況	加入	未加入
加入基金名	全農基金	畜産基金
	商系基金	
事業実施年度の前年度に加入している場合であって、事業実施年度に加入していない場合は、その理由		

(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容

事業参加申込者氏名(住所)と、(独)家畜改良センターへ農家マスタ登録している氏名(住所)が異なる場合、又はマスタ登録しているコード番号が複数ある場合は御記入ください。
法人・組織の場合は必ず御記入ください。

事業参加申込者氏名 ※	(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容		
	牛個体識別に係る管理者等コード番号	氏名	住所

※ 「様式第1号」の事業参加申込者氏名と一致させてください。法人・組織の場合は必ず構成員ごとに御記入の上、「様式第1号」の構成員名と一致させてください。

環境負荷軽減型酪農実践計画書

取組項目	H23	H24	H25	H26	H27
① 堆肥の適正還元の実施					
② 耕畜連携の取組					
③ 不耕起栽培の実施					
④ 放牧の実施					
⑤ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施(無化学肥料栽培・無農薬栽培のどちらを実施するかを記入)					
⑥ パーラー排水等の雑排水処理の高度化					
⑦ メタン発酵によるエネルギー利用					
⑧ 冷温ヒートポンプ等の導入					
⑨ サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施					
⑩ 副産物の利用による草地の適正管理					
⑪ 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産					
1 スラリー等の土中施用					
2 連作防止の実施					
3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減(不耕起栽培・側条施肥のどちらを実施するか、化学肥料・農薬のどちらの使用量を削減するかを記入)					
4 化学肥料及び農薬使用量の削減					
5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減					
取組数クリア確認欄	適	適	適	適	適
	不適	不適	不適	不適	不適

- 注1: 取組項目を実践する年度に「○」を御記入ください。
 2: 事業開始年度からH27年度までの計画を御記入ください。
 3: 「環境負荷軽減型酪農実践計画明細書」を添付ください。
 4: 全ての年度において、取組が2つ以上になるように御記入ください。
 5: ⑪については、1～5を重複して選択できませんのでご注意ください。
 6: 法人、組織であって、構成員により取組内容が異なる場合は、「○」に替えて構成員の氏名を当該欄に御記入ください。
 7: の部分は、地方農政局等で御記入ください。

環境負荷軽減型酪農実践計画明細書

取組項目	事業実施年度の具体的な取組計画	確認欄	備考欄
① 堆肥の適正還元の実施	・堆肥等の分析点数 ()点 ・土壌の分析箇所数 ()ヶ所 ・施肥設計書の作成数 ()種類	適・不適	
② 耕畜連携の取組	・堆肥等の分析点数 ()点 ・堆肥等の供給契約先名 ()	適・不適	
③ 不耕起栽培の実施	・不耕起栽培実施面積割合 単年性()割 永年性()割	適・不適	
④ 放牧の実施	・経産牛1頭当たり放牧日数 ()日/頭	適・不適	
⑤ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施	・無化学肥料栽培又は無農薬栽培実施面積割合 無()栽培を()割	適・不適	
⑥ パーラー排水等の雑排水処理の高度化	・浄化処理施設の整備状況 種類() 既設 新設(利用開始予定) 年月	適・不適	
⑦ メタン発酵によるエネルギー利用	・メタン発酵施設の整備状況 既設 新設(利用開始予定) 年月 ・エネルギー利用状況(発電・熱利用等) () ・固定価格買取制度による売電 (実施・未実施・実施予定)	適・不適	
⑧ 冷温ヒートポンプ等の導入	・冷温ヒートポンプ等の施設整備状況 既設 新設(利用開始予定) 年月 ・エネルギー利用状況 ()	適・不適	
⑨ サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施	・サイロの種類 () ・サイロ数 () ・原料草分析点数 ()点 ・サイレージ分析点数 ()点	適・不適	
⑩ 副産物の利用による草地の適正管理	・副産物の種類 () ・副産物施用面積割合 ()割 ・土壌の分析箇所数 ()ヶ所	適・不適	
⑪ 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産	・デントコーン・ソルガムの作付面積割合 ()割	適・不適	
1 スラリー等の土中施用	・土中施用面積割合 ()割	適・不適	
2 連作防止の実施	・取組開始前年(以降固定)のデントコーン・ソルガムの作付面積 ()ha ・イネ科牧草導入割合 ()割	適・不適	
3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減	・不耕起栽培/側条施肥実施面積割合 不耕起栽培/側条施肥 ()割 ・化学肥料/農薬使用量の削減割合 化学肥料/農薬 ()割	適・不適	
4 化学肥料及び農薬使用量の削減	・化学肥料使用量の削減割合 ()割 ・農薬使用量の削減割合 ()割	適・不適	
5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減	・心土破碎実施面積割合 ()割 ・農薬使用量の削減割合 ()割	適・不適	

構成員名

※ 法人、組織であって、構成員により取組内容が異なる場合のみ御記入ください。

注1: 法人、組織であって、構成員により取組内容が異なる場合は、構成員ごとに「環境負荷軽減型酪農実践計画明細書」を作成してください。また、共同で実施する場合は、備考欄に「共同」と記載してください。

注2: □の部分、都道府県協議会等で御記入ください。

様式第1号の別紙2

交付金交付先情報

事業参加申込者氏名	
フリガナ	
氏名又は法人、組織名	印
フリガナ	
代表者氏名(法人、組織のみ)	印

住所			
(〒 -)	都道府県	市区町村	
電話	()	FAX	()
E-mail	@		

金融機関名(ゆうちょ銀行は除く。)		支店名	種目
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金			<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 組合勘定
口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)		金融機関コード	支店コード
口座名義	フリガナ		
	漢字		
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》			
口座番号		記号	番号(右詰めで記入)
口座名義	フリガナ		
	漢字		

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。

交付金の振込口座に該当する通帳の口座番号等が記されたページのコピーを添付してください。

通帳の口座番号等が記されたページのコピー(貼り付け必須)

確認書

(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容(持続的酪農経営支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜2423号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。))様式第1号の牛個体識別に係る管理者等コード番号に係る別紙)、環境負荷軽減型酪農実践計画(実施要綱様式第1号の別紙1)及び交付金交付先情報(実施要綱様式第1号の別紙2)について、前年度までに提出した情報を確認の上、変更の有無をご記入ください。

この確認書を事業参加申込書に添付して提出いただくことで、(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容、環境負荷軽減型酪農実践計画書(環境負荷軽減型酪農実践計画明細書(実施要綱様式第1号の別紙1の別添)を除く。)及び交付金交付先情報のうち、前年度までに提出した情報に変更がないものについては、その提出を省略することができます。

なお、環境負荷軽減型酪農実践計画明細書(実施要綱様式第1号の別紙1の別添)については、変更の有無に関わらず、毎年度提出していただく必要がありますのでご注意ください。

牛個体識別に係る管理者等コード番号に関する確認

(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容 (牛個体識別に係る管理者等コード番号に係る別紙)

変更なし 変更あり

事業開始年度から27年度までの間に実施する環境負荷軽減に資する取組の計画に関する確認

※環境負荷軽減型酪農実践計画明細書(実施要綱様式第1号の別紙1の別添)については、変更の有無に関わらず、毎年度提出していただく必要がありますのでご注意ください。

環境負荷軽減型酪農実践計画書

(実施要綱様式第1号の別紙1)

変更なし 変更あり

交付金が交付される口座等の情報に関する確認

交付金交付先情報

(実施要綱様式第1号の別紙2)

変更なし 変更あり

注1: 該当する欄にレ印を記入してください。

2: 前年度までに提出した情報から変更のあったものについては、必ず情報を修正した上で改めて様式を提出ください。

3: 口座情報に間違いがあると、交付金の入金ができませんのでご注意ください。

様式第1号の参考

同意書

私(法人、組織にあつては、「当法人及びその構成員」とする。以下同じ。)は、持続的酪農経営支援事業への参加に当たり、次の事項について同意します。

- 1 農林水産省本省、地方農政局等(北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)、地方農政局の地域センター(以下「地域センター」という。)又は都道府県協議会等が、持続的酪農経営支援事業の交付金を交付するために、本事業参加申込者から提出された申込書等に記載された個人情報及び旧資源循環型酪農推進事業実施要綱(平成22年4月23日付け22農畜機第419号)に定める事業において、当該事業参加者から提出された参加申込書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る交付事務のために利用することについての同意
- 2 農林水産省本省、地方農政局等、地域センター又は都道府県協議会等は、本事業交付金の交付のため、本事業の申込書等に記載された内容を参加者の関係する次の関係機関(注)に必要最小限度内において提供又は確認する場合があることについての同意

関係機関 (注)	①都道府県 ②市町村 ③社団法人配合飼料供給安定機構、社団法人全国配合飼料供給安定基金(全農基金)、社団法人全国畜産配合飼料供給安定基金(畜産基金)、社団法人全日本配合飼料価格・畜産安定基金(商系基金) ④農業協同組合連合会、農業協同組合等
-------------	---

- 3 地方農政局等、地域センター又は都道府県協議会等が行った作付面積等の確認結果又は私からの申込書等の内容の変更の申し出に基づき、農林水産省本省、地方農政局等、地域センター又は都道府県協議会等が申請書等の内容を訂正することがあることについての同意
- 4 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第6条に係る私の情報の取得、加工、第三者への提供その他の取扱いをすることについての同意
- 5 配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結に関する情報の取得、加工、第三者への提供その他の取扱いをすることについての同意
- 6 地方農政局等、地域センター又は都道府県協議会等が、私の所有又は借入れしている飼料作物作付地の面積及び環境負荷軽減の取組を確認するにあたり、私が公的機関の書類等を提供すること並びに地方農政局等、地域センター又は都道府県協議会等が閲覧等を行うことについての同意
- 7 本事業に係る以下の項目の中から環境負荷軽減の取組を行うにあたり、別表の環境負荷軽減に資する取組の取組内容を理解し、守ることについての同意

- ① 堆肥の適正還元の実施
- ② 耕畜連携の取組
- ③ 不耕起栽培の実施
- ④ 放牧の実施
- ⑤ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施
- ⑥ バーラー排水等の雑排水処理の高度化
- ⑦ メタン発酵によるエネルギー利用
- ⑧ 冷温ヒートポンプ等の導入
- ⑨ サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施
- ⑩ 副産物の利用による草地の適正管理
- ⑪ 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産
 - 1 スラリー等の土中施用
 - 2 連作防止の実施
 - 3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減
 - 4 化学肥料及び農薬使用量の削減
 - 5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減

- 8 飼料作物作付状況及び環境負荷軽減の取組状況の確認等本事業の実施の協力についての同意
- 9 本事業に係る交付金の交付を受けた後に、交付金交付の要件を満たさないことが判明した場合の交付金返還についての同意

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

〇〇県（都道府）協議会長

平成〇〇年度持続的酪農経営支援事業参加申込書総括表の提出について

持続的酪農経営支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（2）の規定に基づき、別紙のとおり持続的酪農経営支援事業参加申込書総括表を提出する。

（注）参加申込書総括表とともに、個別酪農経営ごとの事業参加申込書を添付すること。

様式第 3 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇県（都道府）協議会長

平成〇〇年度持続的酪農経営支援事業参加申込書総括表の協議について

持続的酪農経営支援事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2423 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の（3）の規定に基づき協議いたしたく、別紙のとおり持続的酪農経営支援事業参加申込書総括表を提出する。

持続的酪農経営支援事業交付金交付申請書

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

住 所
氏 名

印

酪農経営整理番号

持続的酪農経営支援事業の交付金の交付を受けたいので、持続的酪農経営支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知）第6の4の（1）の規定に基づき、以下の交付対象面積に基づき計算される金額を申請します。

飼料作物作付実面積

【交付金交付対象面積】

ヘクタール

※ 小数点以下第1位まで記入すること。

（注）都道府県協議会等で、持続的酪農経営支援事業現地確認等報告書を添付すること。
また、上記の飼料作物作付実面積と、持続的酪農経営支援事業現地確認等報告書の「4. 飼料作物作付状況」の「現地確認等後飼料作物作付実面積【交付金交付対象面積】」欄の記載との整合を確認すること。

持続的酪農経営支援事業現地確認等報告書

〇〇県(都道府)協議会

1. 現地確認等実施者氏名等

農協等名	確認年月日	確認者氏名
	年 月 日	印

2. 事業参加者氏名

フリガナ	
氏名又は法人、組織名	
フリガナ	
代表者氏名(法人、組織のみ)	

3. 酪農経営整理番号等

酪農経営整理番号									

牛個体識別に係る管理者等コード番号									

4. 飼料作物作付状況

現地確認等後 飼料作物作付実面積 【交付金交付対象面積】 (注1)	①現地確認等後 飼料作物作付延べ面積 (注1)	②経産牛頭数	③=①/② (1アール未満切捨て)	基準面積クリア確認欄	
				③≥	北海道 40a 都府県 10a
アール	アール	頭	アール/頭	適	不適

注1: 10アール未満切捨て後の合計面積(記入例: 合計が138.65アールの場合130と記入)

5. 環境負荷軽減の取組の判定

(法人、組織は、6に御記入ください。)

取組(1)		取組(2)		取組数確認欄 (2つ以上)	
取組の種類 (注2)		取組の種類 (注2)		適	不適
現地確認等による判定		現地確認等による判定		具体的な取組を記入	
適	不適	適	不適		

注2: 取組の種類欄には取組項目を次から選択し、数字で御記入ください。

- | | |
|---------------------|--|
| ① 堆肥の適正還元の実施 | ⑨ サイロでの牧草サイレーン調整における排汁の低減及び適正処理の実施 |
| ② 耕畜連携の取組 | ⑩ 副産物の利用による草地の適正管理 |
| ③ 不耕起栽培の実施 | ⑪ 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産 |
| ④ 放牧の実施 | ⑪-1 スラリー等の土中施用 |
| ⑤ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施 | ⑪-2 連作防止の実施 |
| ⑥ パーラー排水等の雑排水処理の高度化 | ⑪-3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農業使用量の削減 |
| ⑦ メタン発酵によるエネルギー利用 | ⑪-4 化学肥料及び農業使用量の削減 |
| ⑧ 冷温ヒートポンプ等の導入 | ⑪-5 心土破碎の実施及び農業使用量の削減 |

法令等順守状況

農業環境規範の実践		家畜排せつ物の管理状況					
		指導等の有無(注3)		指導等に対する改善の有無		その他環境法令の罰則の有無(注4)	
適	不適	有	無	有	無	有	無

注3: 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいい、その状況について御記入ください。

注4: その他環境法令

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | ・湖沼水質保全特別措置法 |
| ・水質汚濁防止法 | ・悪臭防止法 |

配合飼料価格安定基金の加入状況

配合飼料価格安定基金の加入状況	
適	不適

6. 環境負荷軽減の取組の判定（法人、組織用）

【法人、組織は、以下に御記入ください。】

枚/総枚数 _____ / _____

構成員1

フリガナ	
構成員氏名	

牛個体識別に係る管理者等コード番号									

取組(1)		取組(2)		取組数確認欄 (2つ以上)	
取組の種類 (注2)		取組の種類 (注2)		適	不適
現地確認等による判定		現地確認等による判定		具体的な取組を記入	
適	不適	適	不適		

法令等順守状況

農業環境規範の実践		家畜排せつ物等の管理状況					
		指導等の有無(注3)		指導等に対する改善の有無		その他環境法令の罰則の有無(注4)	
適	不適	有	無	有	無	有	無

配合飼料価格安定基金の加入状況

配合飼料価格安定基金の加入状況	
適	不適

構成員2

フリガナ	
構成員氏名	

牛個体識別に係る管理者等コード番号									

取組(1)		取組(2)		取組数確認欄 (2つ以上)	
取組の種類 (注2)		取組の種類 (注2)		適	不適
現地確認等による判定		現地確認等による判定		具体的な取組を記入	
適	不適	適	不適		

法令等順守状況

農業環境規範の実践		家畜排せつ物等の管理状況					
		指導等の有無(注3)		指導等に対する改善の有無		その他環境法令の罰則の有無(注4)	
適	不適	有	無	有	無	有	無

配合飼料価格安定基金の加入状況

配合飼料価格安定基金の加入状況	
適	不適

番 号
年 月 日

〔
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

平成〇〇年度に係る持続的酪農経営支援事業における持続的酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表の報告について

持続的酪農経営支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知）第6の4の（2）の規定に基づき、別紙のとおり持続的酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表について、報告する。

（注）確認報告書総括表を添付すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇県（都道府）協議会長

平成〇〇年度に係る持続的酪農経営支援事業における持続的酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表の協議について

持続的酪農経営支援事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2423 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 4 の（3）の規定に基づき協議いたしたく、別紙のとおり持続的酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表を提出する。

持続的酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表

〇〇県(都道府)協議会

枚/総枚数 _____ / _____

酪農経営整理番号	牛個体識別に係る管理者等コード番号	法人(注2) (<input type="checkbox"/>)	事業参加者氏名	基準面積の確認 (適・不適)	農業環境規範の実践の確認 (適・不適)	環境負荷軽減の取組の確認 (注3)				家畜排せつ物の管理状況(注4)		その他環境法令の罰則の有無 (注5)	飼料作物作付実面積 【交付金交付対象面積】 (注6) (ヘクタール)	現地確認等年月日		
						取組(1)		取組(2)		当年度の具体的な取組内容	取組数(2つ以上)クリア確認欄 (適・不適)				指導等の有無	指導等に対する改善の有無
						番号	(適・不適)	番号	(適・不適)							
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
合計																
			【合計人数】(名)								【合計面積】(ヘクタール)					

注1: 法人、組織は、各構成員ごとに御記入ください。

注2: 法人、組織又はその構成員である場合はチェック()を御記入ください。

注3: 環境負荷軽減の取組の確認の番号欄には取組項目を次から選択し、数字で御記入ください。

- | | |
|------------------------------------|--|
| ① 堆肥の適正還元の実施 | ⑩ 副産物の利用による草地の適正管理 |
| ② 耕畜連携の取組 | ⑪ 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産 |
| ③ 不耕起栽培の実施 | ⑪-1 スラリー等の土中施用 |
| ④ 放牧の実施 | ⑪-2 連作防止の実施 |
| ⑤ 無化学肥料又は無農薬栽培の実施 | ⑪-3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における
化学肥料又は農薬使用量の削減 |
| ⑥ パーラー排水等の雑排水処理の高度化 | ⑪-4 化学肥料及び農薬使用量の削減 |
| ⑦ メタン発酵によるエネルギー利用 | ⑪-5 心土破砕の実施及び農薬使用量の削減 |
| ⑧ 冷温ヒートポンプ等の導入 | |
| ⑨ サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施 | |

注4: 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいい、その状況について御記入ください。

注5: その他環境法令とは、以下に掲げる法律です。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・湖沼水質保全特別措置法
- ・悪臭防止法

注6: 10アール未満切捨て後の面積をヘクタール単位で御記入ください。(記入例:138.65アールの場合1.3ヘクタールと記入)

番号	取組人数の合計 (名)	番号	取組人数の合計 (名)
①		⑪-1	
②		⑪-2	
③		⑪-3	
④		不+化	
⑤		不+農	
⑥		樹+化	
⑦		樹+農	
⑧		⑪-4	
⑨		⑪-5	
⑩			

番 号
年 月 日

殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

印

持続的酪農経営支援事業における交付決定通知書

持続的酪農経営支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知）第6の5の規定に基づき、下記のとおり交付金を交付することを決定したので、通知します。

記

飼料作物作付実面積
【交付金交付対象面積】

ヘクタール × ヘクタール単価

円/ヘクタール

交付金の交付額

= 円

郵便番号	
住 所	
氏 名	
酪農経営整理番号	

事業参加申込者の交付金の交付の承継に関する申出書

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

事業参加申込者住所
事業参加申込者氏名

酪農経営整理番号

--

経営承継者又は相続人の住所
経営承継者又は相続人の氏名

印

持続的酪農経営支援事業の事業参加申込者の死亡により、私が変わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、持続的酪農経営支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知）第6の6の（2）の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 交付金の交付の承継に係る事由の発生日及びその内容

事由発生日	年 月 日
内容（以下に具体的に事由をご記入ください） []	

2 酪農経営の承継等に係る内容

	承継前の酪農経営（事業参加申込者）	交付金の交付の承継をする事業参加申込者の相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
酪農経営整理番号		
住所		
	電話 ()	電話 ()

（注意事項）

- (1) ①事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類をそれぞれ添付ください。
- (2) 相続人御本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、振込先となる口座名等を相続人の交付金交付先情報（様式第8号の別紙）に記入し、添付ください。

様式第8号の別紙

相続人の交付金交付先情報

相続人氏名	
フリガナ	
氏名又は法人、組織名	印
フリガナ	
代表者氏名(法人、組織のみ)	印

住所			
(〒 -)	都道府県	市区町村	
電話	()	FAX	()
E-mail	@		

金融機関名(ゆうちょ銀行は除く。)		支店名	種目
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金			<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 組合勘定
口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)		金融機関コード	支店コード
口座名義	フリガナ		
	漢字		
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》			
口座番号		記号	番号(右詰めで記入)
口座名義	フリガナ		
	漢字		

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
 交付金の振込口座に該当する通帳の口座番号等が記されたページのコピーを添付してください。

通帳の口座番号等が記されたページのコピー(貼り付け必須)